

相・続・通・信 第42号



相続手続支援センター®

平成30年9月

HP も是非ご覧ください！

相続手続 長野

検索



↑「相続手続」長野で検索！



長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

松本駅前店

〒390-0816

長野県松本市中条 1-14

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

家族信託個別相談会のお知らせ



今年は暑い暑い夏でした。秋らしい季節を感じたいところですが、まだまだ夏の暑さが残っているようです。引き続き体調管理にお気を付け下さい。

さて、相続手続支援センター松本駅前店では「家族信託無料個別相談会」を開催いたします。去る6/30,7/19に家族信託のセミナーを開催いたしました。両セミナー共に満席となりました。皆さんの関心の高さを感じました。セミナーでは一般的な事例についてお知らせをしましたが、具体的にご自身のご家庭でどのように利用が出来るそうか、お話を伺えればと存じます。[ご相談無料](#)ですが、[予約制](#)となっております。ご相談希望の方は、下記番号迄お電話ください。皆様のお申込みお待ちしております！！

松本駅前店

開催期間

平成30年9月3日(月) ~ 平成30年10月31日(水)

時間 9:00 ~ 17:30 場所 相続手続支援センター 松本駅前店

ご予約電話 ☎ 0120-97-3713

訪問も承ります。
お気軽にお申し
付け下さい。

このようなお悩みのある方はご相談ください。

- ・賃貸物件があり、高齢になったら自分で管理が出来るか不安。子どもに渡すと贈与税の心配があり、また、賃料収入は自分にしておきたいので困っている。
- ・自分が施設に入るときには自宅を手放したいと思っているが、その時に既に認知になってしまった場合は売却できずに困ると聞いた。事前に対応はできないか？
- ・自分たちには子どもがいないので、私たちが住むこの本家は最終的には弟に戻し、弟に本家を継いでもらいたいと思っている。しかし、私の妻のこともあるので最初は妻に、最終的には弟にしたい。妻も遺言を書かなければいけないのか？
- ・成年後見人とどう違うのか？どのように家族信託は使えるのか知りたい。



～相続の現場から～

服役中の相続人 相続手続きするには？

不動産の名義変更や預貯金の解約等、相続の手続には原則相続人全員の署名・押印と印鑑証明書の添付が必要です。署名・押印は協議書に書かれている内容に納得している、という証明であり、印鑑証明書の添付は署名・押印をしたのは間違いなく本人である、という証明です。これが相続人全員分ないと法務局も金融機関も受け付けてくれません。そのため、一人でも署名押印をしてくれない相続人がいると全く相続の手続が進まないのです。

ただ、中には署名押印をしたくても出来ない、という場合があります。例えば相続人が服役中の場合。服役中の相続人にも、もちろん相続する権利はありますので、遺産分割の協議が必要ですしそのための書類が必要です。ただ刑務所内には実印を持ち込むことが出来ず、印鑑証明書を役場に取りに行くことも出来ません。

その場合の手続方法が決まっています。まず、持ち込めない実印の代わりに「拇印」を押します。そしてその拇印がちゃんと本人のものであるという証明として、印鑑証明書の代わりに「奥書証明書」という刑務所長が発行する証明書を添付します。

ちなみに海外在住の相続人も同じように協議書にサインをし、そのサインが本人のものに間違いのないという「サイン証明」が必要となります。

相続人がどこにいたとしても、どこに住んでいたとしても、協議に参加しなければならない、という部分で例外はないのですね。

相続放棄の落とし穴

(放棄できない場合がある！?)

家庭裁判所に申述して相続放棄をすると、マイナスの財産はもちろん、プラスの財産についても相続することができなくなります。したがって、亡くなった方の財産が、プラスよりも明らかにマイナスが多い場合は相続放棄を行う方もいらっしゃると思います。

今回は意外と知られていない相続放棄が認められないケースについてお伝えします。

相続人が相続財産の全部、または一部を処分した場合・・・例えば、被相続人名義の不動産や預貯金を既に自分名義に変更してしまった場合、被相続人が滞納していた借金を代わりに支払ってしまった場合、相続財産を売却してしまった場合などは、相続財産を処分したことになり、単純承認(プラスの財産もマイナスの財産もすべて相続すること。)とみなされます。

熟慮期間が過ぎてしまった場合・・・相続放棄の申述ができるのは、相続があったことを知った日、または、自身が相続人であることを知ってから3か月以内です。家庭裁判所に相続放棄の申述をしないまま熟慮機関である3か月を経過してしまうと、単純承認したものとみなされてしまいます。3か月は結構あっという間に過ぎてしまいます。また、家庭裁判所へ提出する書類に不備があると期限内に合わなくなってしまう場合もありますので、放棄をしたい方は早めに行動しましょう。

相続放棄をした後に、相続財産の全部、または一部を隠匿、消費したり、わざと財産目録に記載しなかった場合・・・これは不正行為である上に、上記でも述べたように、プラスの財産のみを受け取ることはできませんので、単純承認したものとみなされます。

確実に相続放棄をしたい方は、専門家へご相談の上、慎重に進められることをお勧めいたします。

相続豆知識